

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項第3号から第6号までに該当するものが</u>使用料の減免を受けようとする<u>ときは</u>、四日市市公共施設使用料減免申請書（第17号様式。以下「減免申請書」という。）に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。</p> <p>（特定設備等の使用料の減免）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、特定設備等の使用料の減免の申請について準用する。</u></p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>使用料等</u>の減免を受けようとする<u>者は</u>、四日市市公共施設使用料減免申請書（第17号様式。以下「減免申請書」という。）に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。</p> <p>（特定設備等の使用料の減免）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の三重北勢健康増進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三重北勢健康増進センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部健康づくり課)